

業務指示書

アフガニスタン国太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画フォローアップ協力（調査・施工監理）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）本件を有する者は、日本国で施行された法令に基づく登記簿写を提出する旨を承認する旨を記載すること。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。
（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：施設設計にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／施設設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：施設設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフガニスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工計画/積算に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月14日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

()本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

()契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

太陽光パネル支柱補修部品試作品の作成

()現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

()本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Privé d'Urgence : CPU）」登録料として、同日滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

()航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(AFA1 = 1.5303 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

()プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

()業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

()業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／施設設計

施工計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.91 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月31日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

（URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>）

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
アフガニスタン国太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画フォローアップ協力
(調査・施工監理)

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)
(1) 類似業務の経験	6.00
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00
2. 業務の実施方針等	(40.00)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15.00
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15.00
(3) 要員計画等の妥当性	5.00
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)
①業務主任者の経験・能力 総括／施設設計	(34.00) ()
ア) 類似業務の経験	13.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00
ウ) 語学力	6.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00
オ) その他学位、資格等	5.00
②副業務主任者	() ()
カ) 類似業務の経験	—
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—
ク) 語学力	—
ケ) 業務主任者等としての経験	—
コ) その他学位、資格等	—
③体制、プレゼンテーション	() ()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—
(2) 業務従事者の経験・能力： 施工計画/積算	(16.00)
ア) 類似業務の経験	12.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	4.00
(3) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
総合評点	[100.00]

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

アフガニスタンでは、長期に亘る内戦による発電設備の破壊等により、電力が慢性的に不足している。同国の公共電力普及率は非常に低く、電力需要の増加に供給が追いつかず、電力供給量の増加及び安定化が求められている。こうした状況を受け、アフガニスタン政府は、温室効果ガスの排出削減と電力セクターの再建・整備の両立を急務としている。

かかる状況下、JICAは2009年10月～11月及び2010年1月～2月にかけ協力準備調査を行い、2009年度に無償資金協力「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」を実施した。これにより、カブール国際空港ターミナルビル前の駐車場敷地内に太陽光発電システム一式（太陽光パネル99基：発電量245kWp、年間発電量約400MWh、パワーコンディショナー、トランス盤、コントロール盤、無停電装置、気温計、系統連系用分電盤等）を設置し、また、管理運営のための太陽光発電システムに関する基礎知識及び保守点検、維持管理に関する研修を実施し、機材整備は2011年11月、研修は2012年3月にそれぞれ完了した。

案件完了後、整備された太陽光発電システムは計画を上回る発電量を維持している。他方、フォローアップ協力（以下、F/U協力）申請書及びその後のJICA資金協力業務部による現地調査によれば、99基の太陽光パネル架台の接合部分を確認したところ、24基に変形及び不具合が確認され、変形が生じていないパネル架台においても、風圧力による継続的な振動が将来的な変形や破断に繋がる可能性があることが指摘された。

今後不具合が拡大すれば、発電量が計画を下回ることが予想されることから、発電量を維持するためにも修復は急務である。さらに、本施設は、首都の国際空港ターミナルのすぐ前に設置されており、我が国の協力のショーケースとしての効果も狙っているところ、将来的な不具合リスクは日本の支援の評価に悪影響を及ぼすのみならず、パネルの支柱破断や落下は空港職員や利用者へ事故にも繋がる可能性が排除できないため、早急な対応が求められており、以上の経緯からF/U調査の実施が決定された。

2. 事業概要

(1) 上位目標：

カブール国際空港への電力供給の安定性が向上する。

(2) プロジェクト目標：

カブール国際空港における太陽光パネルの適切な発電量が維持される。

(3) 期待される成果：

カブール国際空港において本F/U協力で対象となる範囲の太陽光パネルの適切な補修が行われる。

(4) プロジェクト・サイト：

カブール国際空港/カブール市

(5) 関係官庁・機関：

主管官庁：運輸民間航空省

実施機関：カブール国際空港

3. 業務の目的

本業務では、F/U調査及びF/U協力本体の入札補助・施工監理を実施する。

(1) F/U調査

カブール国際空港において「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」により整備された資機材の現状を確認し、問題の所在及び発生原因を分析した上で、適切な発電量を維持するための資機材改善にかかるF/U協力本体計画を策定する。

(2) F/U協力本体

上記計画に基づき、JICA本部が本邦にて本邦施工業者に発注して実施する工事について、入札補助及び施工監理を行う。

4. 業務の範囲

本業務は、「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画フォローアップ協力（調査・施工監理）」の「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示される業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。なお、F/U協力本体は、F/U調査において策定された計画に基づき、JICAがアフガニスタン運輸民間航空省と合意する文書（S/W: Scope of Work）に基づいて実施するものとする。

5. 業務の方針及び留意事項

(1) 想定されるF/U協力の範囲

原則として太陽光パネル99基のみと想定している。ただし、本調査で必要性を確認し電気設備を対象に含める可能性がある。最終的な工事の範囲は補修の効果、F/U協力本体の概算事業費、空港側が負担する維持管理費等の検討結果を踏まえて確定することとする。F/U協力の対象範囲・内容の計画作成後に生じる本体施工監理にかかる業務量の変動に対しては、必要に応じて契約変更を行うことにより対応する。

(2) 業務の実施体制

外務省の渡航制限を踏まえ、本邦コンサルタントはアフガニスタン国へは入国せず、本契約内で現地傭人を雇用し、現地調査及び現地における各種業務を行うこととする。本邦施工業者についても、日本人はアフガニスタンへ入国せず、ローカル人材の活用を想定している。

また、本邦コンサルタントが現地に渡航しない状況下で可能な限り現地の状況に即したF/U協力を策定・実施するため、JICA総務部安全管理室、南アジア部南アジア第二課、アフガニスタン事務所、資金協力業務部実施監理第二課と十分な情報共有・意見交換を行うこととする。

(3) 施工業者の選定

施工業者選定方法はF/U調査結果を踏まえて決定するが、本邦における一般競争入札を想定する。

(4) F/U協力の実施時期

F/U調査において、治安状況や気象状況の変化等を確認し、F/U協力本体の適切な工程計画を策定する。完工時期は2018年2月以前を想定しているが、S/Wの締結結果等を踏まえて調整する可能性がある。

6. 業務の内容

上記「5. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

(1) F/U 調査（2016年11月～2017年2月を想定）

- ア. 事前準備
 - (ア) 本体案件の基本設計調査報告書等関連資料の収集・分析等の結果を踏まえて、調査項目を整理し調査計画書を作成する。
 - (イ) 現地調査に先立ち JICA 資金協力業務部及び関係部に対し調査計画及び現地調査の対処方針の説明・協議を行う。会議には JICA アフガニスタン事務所も参加するので JICA 本部での TV 会議を想定している。

イ. 現地調査

- (ア) JICA アフガニスタン事務所、アフガニスタン運輸民間航空省、カブール国際空港に対し調査計画の説明を行う。先方政府との協議はインドのニューデリーで実施することを想定している。現地調査開始時には、M/D (Minutes of Discussion) により先方政府と調査計画について合意する調査団を JICA から派遣予定のため、本邦コンサルタントが調査団へ同行・支援する。
- (イ) 本 F/U 協力要請の背景・経緯に関し、以下の点を現場調査及び空港関係者からの聞き取りにより確認する。
 - a 既存の太陽光発電システムの使用状況及び維持管理体制
 - b 既存の太陽光発電システムの問題の所在及び要因
- (ウ) 適切な F/U 協力本体計画の立案に必要な以下の点を検討する。
 - a 不具合を改善する補修計画
 - b 概略事業費、工程案
 - c 施工業者の施工能力
 - d 資材、労務等の調達方法、調達先
 - e 入札・施工監理の方法
 - f 先方負担が必要な事項
 - g 本 F/U 協力実施後の維持管理方法（人員配置及び予算措置を含む）

ウ. 国内解析

(ア) F/U 協力本体計画の策定（パネル支柱補修部品試作品製作含む）

現地調査の結果を踏まえ、JICA 資金協力業務部と協議しつつ、以下を含む計画の策定を行う。なお、フォローアップ協力の範囲は JICA 資金協力業務部と協議の上で決定する。パネル支柱補修部品試作品には、貸与資料の準備調査報告書を参考に太陽光パネル支柱の設計図を踏まえて、ねじ止め等による補強を検討するものとする。

- a 設計方針（パネル支柱補修部品試作品の製作含む）
- b 基本計画
- c 設計図
- d 施工計画
 - ・施工方針
 - ・施工上の留意事項
 - ・施工監理計画
 - ・品質管理計画
 - ・資機材等調達計画
 - ・維持管理計画
 - ・実施工程

(イ) 概略事業費積算概要書の作成

上記（ア）計画を踏まえて事業費の積算を行い、この結果を概略事業費積算内訳書に準じた形で取りまとめる。積算にあたっては「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照する。なお、積算については、JICA 調達部が本邦で実施する入札に対応できる精度を確保するものとする。積算結果については JICA 資金協力業務部に対し、その内容を説明し、確認を得ることとする。

（ウ）入札図書（案）の作成

以下の項目を含むことを想定するが、現地の調達事情に合わせ、適切な項目を確定する。

- a 入札事前審査図書（案）
- b 入札招聘状（案）
- c 入札指示書（案）
- d 入札状（案）
- e 契約書（案）
- f 契約条件書（案）
- g 技術仕様書（案）、詳細設計図面（案）、数量明細書（案）

（エ）F/U 調査報告書の作成

上記（ア）及び概略事業費を含む F/U 調査報告書を作成し、JICA 資金協力業務部に提出する。

（2）F/U 協力本体（2017 年 2 月～2018 年 2 月を想定）

ア. 事前準備

（ア）F/U 調査の結果に基づいてアフガニスタン運輸民間航空省と JICA が署名する S/W 案（英文）の作成を支援する。ニューデリーへ派遣予定の S/W 締結にかかる JICA 調査団へは、本邦コンサルタント（1～2 名）も同行・支援する。

イ. 入札補助

（ア）入札公示後、応札候補者から提出される質疑に対し、回答案を作成する。

（イ）入札補助、契約締結補助

- ①JICA が東京で実施する入札会の開催を補助する。
- ②第一契約交渉権者と JICA との契約交渉に参加し、技術的事項を確認する。
- ③JICA が落札者と締結する契約図書の内容を確認するとともに、その他契約締結に必要な支援を行う。

ウ. 施工監理

JICA が施工業者と締結した契約で規定される仕様書、設計図等に基づいて所定の品質を確保しつつ、工程どおり安全に施工が行われるよう以下を含む施工監理を行う。

- （ア）施工業者から提出された施工計画、工程計画、要員計画、施工図に基づいて具体的な施工方法や工程について確認、指導を行い、必要に応じて施工監理計画書を見直し、その結果を資金協力業務部に報告する。
- （イ）アフガニスタン運輸民間航空省及びカブール国際空港に対し、F/U 協力本体計画及び工程等について説明する。
- （ウ）工事に使用される各種材料・資材等の検査及び承認、工事段階ごとの出来形・品質・数量等の確認・検査を実地で行う。
- （エ）工事内容や資機材の仕様等について入札図書から変更する必要が生じた場合、事前に変更内容及び理由について JICA 本部に報告し、承認を得る。

(オ)工事が安全に行われるよう、施工業者による安全管理対策を確認し、必要に応じて指導を行う。

(カ)先方負担事項の実施状況を確認し、必要に応じて関係機関の調整を支援する。

工. 竣工検査

(ア)工事完了後、カブール国際空港関係者の立会いを得て竣工検査を行い、仕様書との対比、試運転の実施により品質の確認を行う。

(イ)検査終了後、竣工検査結果を取りまとめた報告書を作成し、JICA 資金協力業務部に対し、報告書を提出するとともに、別途 JICA が施工業者と締結する契約で規定される完工証明書等の書類を作成する。

(ウ)アフガニスタン運輸民間航空省及びカブール国際空港に F/U 協力の完了を報告する。

オ. 整理期間

F/U 協力完了報告書を作成し、JICA 資金協力業務部に提出する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(1) 工～オ、(2) オ～力を成果品とする。成果品の提出期限は(1)については 2017 年 1 月、(2)については 2018 年 2 月下旬とする。

なお、以下に示す部数は、(2) オを除き JICA へ提出する部数であり、関係機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。関係機関との協議用に別途用意する分については簡易製本とする。(2) オについては関係機関への提出部数を含む。

(1) F/U 調査

ア. 調査計画書：和文 2 部

イ. 概略事業費積算内訳書：和文 2 部

ウ. 入札図書（案）：英文 2 部

エ. F/U 調査報告書：和文 3 部（製本版）、CD-R1 枚

オ. デジタル画像集：CD-R1 枚（デジタル画像 40 枚程度）

(2) F/U 協力本体

ア. 入札図書：英文 1 部

イ. 入札結果報告書：和文 1 部

ウ. 入札評価報告書：和文 1 部

エ. 竣工検査結果報告書：和文 1 部

オ. F/U 協力完了報告書：和文 3 部・英文 4 部（製本版）、CD-R1 枚

カ. デジタル画像集：CD-R1 枚（デジタル画像 40 枚程度）

※成果品等については JICA 資金協力業務部へ電子データも提出する。

※成果品等の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2010 年 3 月）及び無償資金協力事業の各種様式（「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」（2014 年 1 月改訂）、無償資金協力事業関連標準書式）を参照する。報告書類は特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。

第3 業務実施上の条件

1. 調査実施スケジュール

1. 業務の工程

以下を目途とする。F/U 協力本体の業務工程は F/U 調査の結果を踏まえて 2017 年 2 月頃確定することとする。

項目 時期	2016 年 11月	2016 年 12月	2017 年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018 年 1月	2月
事前準備	□															
MD 締結	▲															
現地調査	■															
国内解析		■														
SW 締結				▲												
入札公示					■											
入札契約						■										
部品製作							■									
輸送								■								
施工									■							
最終報告書															▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

JICA が想定する業務量の目途は以下のとおり。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(1) 業務量の目途 :

全体 : 約 5.88MM (国内 : 3.75MM、現地 : 2.13MM)

(2) 業務従事者の構成 (案)

- ア. 総括/施設設計 (3 号)
- イ. 施工計画/積算 (3 号)
- ウ. 電気設備計画

3. 対象国の便宜供与

相手国担当者の配置、関係資料の提供、関係施設への立入許可等を想定している。その他、関係機関へのアポイントメントの取り付け等必要な便宜供与については、現地調査前あるいは現地調査中に先方に申し入れて協議する。

4. 配布資料等

(1) 配布資料

- ・2015 年 10 月に JICA が実施した現地調査の写真

(2) 貸与資料

- ・アフガニスタン国「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」準備調査報告書

5. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) MD 締結

- ア. 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）
- イ. 調査行程：2016年11月中旬の約5日間
- ウ. 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、F/U 調査計画を検討する。
- エ. 留意事項：協議場所はインド・ニューデリーを想定。

(2) SW 締結

- ア. 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）
- イ. 調査行程：2017年2月上旬の約5日間
- ウ. 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、F/U 協力本体計画を検討する。
- エ. 留意事項：協議場所はインド・ニューデリーを想定。現地での行程について、本邦コンサルタントの監理の下、6. に記載のローカルコンサルタント（設計）が同行することを想定。

6. 国内再委託

本プロジェクトにおいて実施される以下の業務は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関に再委託して実施する。再委託に当たっては、委託業者の業務遂行に関しては適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、再委託対象業務の実施・監督方法につき可能な範囲で具体的な提案を行うこと。なお、パネル支柱補修部品試作品は、貸与資料の準備調査報告書に記載の太陽光パネル支柱の設計図を踏まえて、ねじやボルト止め等による補強を検討することとし、これにかかる費用は別見積とする。

- ・国内再委託対象業務：太陽光パネル支柱修繕部品試作品の作成

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。現地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するなど日常的に治安情報の収集に努めるとともに、JICA アフガニスタン事務所および JICA インド事務所他において十分な情報収集を行い JICA の安全対策上の行動規範を厳守すること。また、当該事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。特に、調査中の現地傭人への指示体制、本体工事中の施工業者等の安全確保の方策を確認・提案する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

